



社保通信をお届けします。P1～2…………… 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

～令和7年3月31日までの経過措置の施設基準～

令和7年4月1日以降も算定する場合届出が必要なもの

基本診療料

| 届出対象 | 経過措置に係る要件 | 令和7年4月1日以降算定する施設基準 | 届出が必要な様式 |
|-----------------|----------------|--------------------|---------------|
| 医療DX推進体制整備加算1～3 | 電子処方箋を発行する体制あり | 医療DX推進体制整備加算1～3 | 別添7、別添7の様式1の6 |

特掲診療料

| 届出対象 | 経過措置に係る要件 | 令和7年4月1日以降算定する施設基準 | 届出が必要な様式 |
|--------------|----------------|--------------------|----------------|
| 在宅医療DX情報活用加算 | 電子処方箋を発行する体制あり | 在宅医療DX情報活用加算1 | 別添2、別添2の様式11の6 |

現在、医療DX推進体制整備加算または在宅医療DX情報活用加算を算定し、電子処方箋を導入し令和7年4月より医療DX推進体制整備加算の加算1・2・3または在宅医療DX情報活用加算1を引き続き算定する医療機関は届出が必要となります。

上記の対象届出について令和7年4月4日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができます。

また今回、電子処方箋の算定要件が外れたことで、新規で医療DX推進体制整備加算または在宅医療DX情報活用加算を算定する医療機関も届出が必要となります。

その場合令和7年4月から算定する場合は令和7年3月末までの届出となります。

県歯ホームページに「届出書」「添付書類」及び記入例をアップロードしていますのでご活用下さい。

令和7年4月「期中診療報酬改定」点数新旧一覽

| 区分 | 項 目 | 現 行 | 改 定 令和7年4月1日～ | レセプト 記載 |
|--|---|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 基本 診療 料 | 医療DX推進体制整備加算 要 施設基準 加算1～3:電子処方箋要件あり 加算4～6:電子処方箋要件なし ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算 種別が異なる()内はマイナ保険証の利用率 | | | 全体 「その他」 |
| | 再届出 必要 | 加算1 +9点 加算2 +8点 加算3 +6点 | +11点(45%) +10点(30%) +8点(15%) | |
| | 再届出 不要 | 加算4 (新設) 加算5 (新設) 加算6 (新設) | +9点(45%) +8点(30%) +6点(15%) | |
| 医学 管理 等 | 口腔機能指導加算【実地指1・2共通】 口腔機能発達不全又は口腔機能の低下を来している患者 | +10点 | +12点 | 管理・リハ |
| 在宅 医療 | 在宅医療DX情報活用加算 要 施設基準 再届出 必要 加算1(電子処方箋要件あり) 再届出 不要 加算2(電子処方箋要件なし) ※ 加算1、2とも月1回 | +8点 (新設) (新設) | +9点 +8点 | 全体 「その他」 |
| 歯 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴 | 印象採得料(前歯部のレジン前装金属冠 ・レジン前装チタン冠・CAD/CAM冠) 歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2 | +50点(+75点) +70点(+105点) | +60点(+90点) +80点(+120点) | 歯冠修復 及び 欠損補綴 「その他」 |
| | 咬合採得料(ブリッジ6歯以上) 歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2 | +50点(+75点) +70点(+105点) | +60点(+90点) +80点(+120点) | |
| | 咬合採得料(多数歯欠損義歯・総義歯) 歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2 | +50点(+85点) +70点(+119点) | +60点(+102点) +80点(+136点) | |
| | 仮床試適料(多数歯欠損義歯・総義歯) 歯科技工士連携加算1 歯科技工士連携加算2 | +50点(+75点) +70点(+105点) | +60点(+90点) +80点(+120点) | |